

**長岡京市障がい者基本条例（仮称）制定に向けた
庁内対応状況調査 結果報告**

1. 調査概要**（１） 目的**

平成 28 年 4 月から施行された「障がいを理由とする差別の解消に関する長岡京市職員対応要領」の普及啓発を図り、庁内全体で、配慮ある適切な対応ができる体制づくりを推進するとともに、共有すべき事項や課題について、長岡京市障がい者基本条例（仮称）に反映させることを目的に実施。

（２） 実施時期

平成 28 年 8 月～10 月

（３） 調査対象

長岡京市役所職員（庁内 45 課、出先 13 機関 合計 58 課・機関）

（４） 実施方法

- ① 調査票による調査（58 課・機関）
- ② ヒアリングによる調査（市民対応の多いところを中心に 31 課・機関）

（５） 調査内容

- ① 窓口対応、講演会やイベント等、情報発信における状況
- ② 合理的配慮の具体例、対応方法に悩んでいる事例、提案

2. 調査結果・啓発内容**《窓口等での対応》**

- ・市役所建物の構造上、車イス等で窓口まで行けない部署が少なくないが、来庁時に受付又は 1 階の職員が内線電話で担当職員を呼び、1 階で対応している。
- ・筆談、読み上げ、代筆については多くの部署が積極的に対応している。
- ・手話通訳を希望された時は 5 名配置されている手話通訳職員に依頼し対応している。
- ・手話通訳職員の配置状況やヘルプマークの周知が十分でなかったため、本調査の中で改めて周知を行った。

《講演会やイベント等》

- ・情報保障（手話通訳、要約筆記、磁気ループ等）の用意ができていない講演会もあるので、積極的に用意し、用意していることを広報するよう依頼した。
- ・半数以上は車イスでも行けるバリアフリーの会場で実施しているが、できていない部署もあったため、可能な限りバリアフリー会場を選択するよう依頼した。

《情報発信》

- ・障がい福祉課で点字の記載を希望する人のリストを作成し、各課が対象者に書類を送る際には、封筒に点字で課名や連絡先、簡単な内容を記している。この仕組みを知らない課もあったため、周知を行った。
- ・ほとんどの部署で、FAX番号を掲載し、電話に限らずFAX、メールでのやりとりにも対応している。

《合理的配慮の具体的事例》

- ・映画上映会で使用する映画に副音声、字幕を付けている。
- ・投票所に、低い記載台を設置するとともに、投票方法を絵で示したものを掲示している。また、文鎮や拡大ルーペ、点字器等を貸出ししている。
- ・ホームページを作成する時には、読み上げ機能に対応するよう配慮している。
- ・避難情報を、あらかじめ登録した人にFAX、音声電話で送信している。
- ・市職員採用試験において、拡大文字や点字による出題、面接試験での筆談や手話通訳等の配慮をできるようにしている。
- ・市バス（はっぴいバス）には、車イスのまま乗車できるよう電動リフトを付けている。
- ・図書館では、点字本や朗読テープの貸し出し、対面朗読を行っている。

《各課からの提案》

- ・職員が、障がいのある人から直接話を聞く機会を作ってはどうか。
- ・情報を入手するのが困難な聴覚障がい者、視覚障がい者等に対し、生活に必要な情報を、FAX、メール等で案内してはどうか。
- ・障がいのある人が複数の窓口で何度も説明しなくてすむよう、必要な配慮ごとに色分けしたマークを作ってはどうか。

3. その他

◎「市職員ワークショップ」の開催

日 時：平成28年10月7日（金）

テーマ： ①「障がい」ってどのようなイメージ？

② 市役所（業務）にはどのようなバリア（障壁）があるだろう。

③ 市役所が出来る配慮について考えてみましょう。

参加者：19人（健康福祉部、対話推進部、市民協働部、建設交通部）

結 果：市役所にある物理的・制度的な社会的障壁に対する認識を確認しあえる場となった。また、今後市が提供できる合理的配慮について部署を超えて共有していきたい。